

東アジア低出生力国の出生促進策

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

東アジア低出生力国の出生促進策

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

はじめに

東アジアでは1950年代後半に置換水準に到達した日本を先頭に、1980年代までに人口転換を達成した国が相次いだ。これらの国では転換後の出生率は一定期間安定したものの、数年から十数年のうちに再び低下を開始した。このうち置換水準を大きく下回るに至った日本・韓国・台湾・シンガポールは、それまでの出生抑制策あるいは人口維持政策を捨て、出生促進策の採用を余儀なくされた。本稿ではこれら四ヶ国の出生促進策への転換と、その内容に関する比較分析を行う。

1. 出生促進策への転換

表1. 東アジアの出生促進策年表

年次	日本	韓国	台湾	シンガポール
1984				高子産女子の出生促進策 東隣
1987				Have three, or more if you can afford it 政策
1990	少子化対策のための関係省庁連絡会議設置			
1994	エンゼルプラン(1995~99)			
1997	児童福祉法改正			
1999	新エンゼルプラン(2000~04)			
2001	待機児童ゼロ作戦閣議決定			ベビーボーナス導入
2003	次世代育成支援対策推進法			
2004	子ども・子育て応援プラン(2005~09)	低出生・高齢社会対応国家実践戦略		新出生促進策
2005		低出生及び高齢社会基本法		
2006	新しい少子化対策	セロマジプラン2010	人口政策ガイドライン更新	
2007	子ども家庭安心給付			
2008			人口政策白書	新結婚・出生政策

日本

日本では1966年のヒノエウマの年に1.58という特異な合計出生率を記録した。これは前年である1965年の2.14から急激に低下しながら、翌年の1967年には2.23まで回復するという、きわめて特殊な一過性の変化だった。したがって以後日本の合計出生率が、このヒノエウマ年のハズレ値を下回ることはないと信じられていた。ところが1970年代後半以後の出生率低下により、1989年には1.57というヒノエウマを下回る出生率が実現した。このことが明らかになった1990年には「1.57ショック」という語が流行し、内閣内政審議室に「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」が置かれ、様々な対策が議論された。1991年には育児休業法が成立し(1992年4月施行)、それまで第2子以降が対象だった児童手当が第1子にも支給されることになった(1992年11月施行)。

1994年12月には少子化対策に関する5カ年計画である「エンゼルプラン」(1995～99年)が発表された。この初代エンゼルプランでは、(1)子育てと仕事の両立支援の推進、(2)家庭における子育て支援、(3)子育てのための住宅及び生活環境の整備、(4)ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、(5)子育て費用の軽減が基本方向とされた。1997年には児童福祉法が改定され、保護者の保育所選択を可能にし、より充実した保育サービスの供給が目指された。

エンゼルプラン施行期間中にも出生率が回復する兆しはなく、1999年12月には「新エンゼルプラン」(2000～04年)が発表された。これは(1)保育サービス等子育て支援サービスの充実、(2)仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、(3)働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、(4)母子保健医療体制の整備、(5)地域で子どもを育てる教育環境の整備、(6)子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、(7)教育に伴う経済的負担の軽減、(8)住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援の各章から成っていた。2000年には児童手当が3歳までから小学校就学前までに延長された。2001年1月からは育児休暇制度が見直し、給与の40%が雇用保険から支給されるようになった。また小泉内閣は保育サービスの充実を重視し、2001年7月に「待機児童ゼロ作戦」を閣議決定した。2002年9月に厚生労働省は「少子化対策プラスワン」を発表し、企業と地方自治体が出生促進のための行動計画を作成することを提言した。この提言は2003年7月の次世代育成支援対策推進法に結実し、地方自治体と従業員300人以上の企業は子育て環境改善のための行動計画の提出を求められた。少子化担当特命大臣は2003年の第1次小泉再改造内閣から置かれ、小野清子氏(2003年9月～2004年9月)、南野知恵子氏(2004年9月～2005年10月)、猪口邦子氏(2005年10月～2006年9月)らが歴任した。2004年4月からは、児童手当の支給時期が小学校3年生修了時まで延長された。

2004年12月には第3次エンゼルプランに該当する「子ども・子育て応援プラン」(2005～09年)が発表された。ここでは(1)若者の自立とたくましい子どもの成長、(2)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、(3)生命の大切さや家庭の役割の理解、(4)子育ての新たな支え合いと連帯の四つが重点目標とされた。2006年度からは児童手当の支給時期が小学校6年生修了時まで延長された。2006年6月には猪口邦子・少子化担当大臣のもとで新しい少子化対策がまとめられ、児童手当の乳幼児加算や出産一時金の支払い手続き改善等が含まれた。2007年4月から児童手当の乳幼児加算が実施され、第1・2子は3歳の誕生日まで5000円増額され、月1万円支給されることとなった。2007年の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議ではワーク・ライフ・バランスが論点となり、政府・企業・労働者が協同して家族親和的企業風土の確立に努力すべきとされた。

韓国

韓国では1984年以降、合計出生率が置換水準を大きく割り込み、日本より低い値を記録した。しかし1986年になっても韓国政府は、自国の出生率が高すぎると考えて出生抑制策をとり続けた。それ以前の高出生率が念頭にあり、簡単には発想を転換できなかったためと思われる(小島, 2005, pp. 3-4)。1988年に経済企画院は、人口政策の目標を人口資質と生活の質の向上に転換するよう提言した。1994年のカイロ国際人口開発会議の結果を受け、人口政策審議委員会が発足し新たな人口政策が検討された。こうして韓国政府は1996年の新人口政策をもってようやく出生抑制策を廃止し、出生率の現状維持に方針を転換した。新人口政策では、有病率・死亡率の低下、家族保健・福祉の増進、出生性比不均衡の是正、女性の就業・福祉の増進、老人保健・福祉の増進、地域分布の適正化等が目標とされた(최은영・外, 2005, pp. 72-73; 山地, 2002, p. 64)。

政策目標が現水準維持に変わった1996年以降も、韓国の出生率は低下を続け、一部では出生促進策の必要性が叫ばれたが、政府はこれに応じなかった。金大中政権は、1997年に起きた経済危機への対応で手一杯で、人口問題まで手が回らなかったものと思われる。また国民の心に深く刻み込まれた人口爆発への恐怖感も、出生促進策への転換を遅らせる作用があった。このため、日本が1989年の合計出生率1.59を契機に出生促進策に踏み出したのに対し、韓国は2002年の1.17をもってようやく出生促進策の必要性が合意された。韓国ではこのような政策対応の遅れが日韓の出生力差の一因とする見解が見られる(최은영・外, 2005, p. 75)、日本の出生促進策の効果を過大評価しているように思える。差の大

部分は私教育費の高騰や、韓国に固有の不安要素や、伝統的家族パターンの残存に帰し得るだろう。

2004年1月に青瓦台人口高齢社会対策タスクフォースチームは、「低出産・高齢社会対応国家実践戦略」を発表した。これは労働部・保健福祉部・女性部・財政経済部の各部署からの提言をまとめたもので、出生促進策としては特に出産休暇と育児休暇の活性化が重視された。同年に高齢化および未来社会委員会が発足し、6月に「未来人力養成および女性の経済活動参加拡大のための育児支援政策」を発表した。これは保育サービスに対する政府支援を拡大し、また小学校の放課後教室や特技・適正教育を充実させ、私教育費負担の軽減をも狙うものだった。

2005年5月、「低出産及び高齢社会基本法」が制定され、日本のエンゼルプランとゴールドプランを合わせたような低出産・高齢社会対策5ヶ年計画を樹立することとした。9月に同法が施行に入り、大統領を委員長とする低出産・高齢社会委員会が発足した。翌10月、保健福祉部内に低出産高齢社会政策本部が設置され、労働部、産業資源部、企画予算処等の12個部処の公務員と民間専門家等が集まり、基本計画を練り上げた。

「参与政府」を標榜する盧武鉉政府は、経済団体、労働団体、市民団体、女性団体等が参加する「低出産高齢化対策連席会議」の場で政策討論を重ね、広汎な社会的合意を目指した。このような過程で、2006年1月にまず低出産対策が「希望韓国21」として発表された。6月初旬には一部修正された低出産対策が、新たに策定された高齢者対策と合わせて「第一次低出産・高齢社会基本計画＝セロマジプラン2010」として発表された。「セロマジ」の「セロ」は最初・新規を意味し、「マジ」は最後・終了の意味で、合わせて低出産対策＋高齢化対策を意味する造語である。6月20日、連席会議で検討が続けられた「低出産・高齢化問題解決のための社会協約文」が正式に締結された。政府とウリ党は7月14日の党政調会議で、セロマジプランを最終確定した。

Lee Sam-Sik(2009)は、セロマジプラン2010の出生促進効果の分析を行っている。教育費支援対象児童数、放課後教育在籍率、職場内保育施設数、延長保育受給児童数、養護学校的全日制割合、母子保護サービス受給率といった指標を見ると、2006年に大きな改善が見られた。2007年全国調査のマイクロデータ分析でも、政策は有意な出生促進効果を見せた。第2子出生に促進に有効だったのは、母子保健栄養支援、両立支援、育児・幼児教育への経済的支援の順だった。第3子出生促進に有効だったのは、育児・幼児教育への経済的支援、両立支援、母子保健栄養支援の順だった。

Lee Sam-Sik(2009)によると、韓国の2006年以後の出生力回復は、人口学的・経済的・政策的要因の複合作用によるものである。しかし今後の再生産年齢女子の減少、米国発の世界不況、政策効果の逡巡によって、韓国の出生率は再低下するだろうと悲観的な展望を示す。今後の政策課題としては、育児・教育・保健支援の低所得層から全階層への拡大、医療保険の拡充による家計の医療負担の軽減、育児休暇制度の拡充、普遍的な児童手当と教育手当の導入、家庭内性平等の実現、結婚促進策の導入、効果的で総合的な政策デザイン、予算の拡大をあげている。

台湾

Lee Meilin(2009)によると、台湾では1984年に出生率が置換水準まで落ち、人口学者が高齢化を警告し始めた。それまでの家族計画一辺倒の人口政策からの脱却が議論され、1988年に台湾政府は新しい人口政策のための研究用益を開始した。その結果、1992年の新人口政策ガイドラインでは人口増加抑制の目標が放棄され、適切な人口増加率の維持が課題とされた。しかし長年染みついた人口抑制志向は簡単にならず、出生促進策への転換はなかった。適切な人口増加率の実現のためには、結婚の促進が考えられた。1997年までは合計出生率が1.7を上回っていたため、結婚率が回復すれば置換水準の出生率への回復も難しくないと考えられていた。しかし1998年に合計出生率は1.47に急落し、置換水準以下の出生率が持続することによる急速な人口高齢化が現実味を帯び始めた。このため社会保障改革等への関心が高まって行ったが、出生促進策への転換にまでは至らなかった。

行政院主計處によると2006年末の台湾の人口密度は632人/km²で、韓国の484人/km²や日本の339人/km²より高い。また1980年に至っても1.86%の高い自然増加率を維持し、やはり日本(0.73%)・韓国(1.54%)より高かった。それだけに台湾の人口過剰感は強く、さらに慣性による人口増加が持続するた

め、人口減少の恐怖はいまだに一般大衆への説得力を持ち得ずにいる。特にフェミニストと環境論者は、出生促進策への転換に強く反対した。彼らの論点は、(1)労働生産性向上と退職延期によって高齢化の負の効果は避けられる、(2)高密度と環境破壊を避けるには人口減少は望ましい、(3)出生促進策は女性の道具化で性差別である、というものだった。最後の論点はもちろんフェミニストによって主張されたものだが、政府が社会的に望ましい出生力水準を定めそれを強制することに反対するという点では、出生抑制策に対して行われた議論とよく似ていた。

2000年代に入ると、台湾の出生率は世界最低水準まで落ち込み、政府から見て出生促進策の必要性はもはや自明となった。内政部は新しい人口政策の樹立に向け、フェミニストを含む各団体との調整に入った。女性界では財団法人婦女權益促進發展基金會(FWRPD; Foundation for Women Right Promotion and Development)が中心となり、数値目標設定への反対と生産性第一主義の否定を決議した。

2006年に人口政策ガイドラインが更新され、フェミニストや環境論者の主張が大幅に含まれた。このため人口増加率への直接的な言及よりも、教育システムの改善を通じた人口質の重視、環境破壊への注意深い監視、生命を尊重する人口・保健教育の必要性、子育て支援と子どもの権利の保護といった文言が目立った。

この2006年ガイドラインに沿った新しい人口政策白書を発行するため、内政部は各団体との調整を続けた。人口政策白書は、(1)少子化、(2)高齢化、(3)移民の3部から成るものとされた。少子化は李美玲(亜州大)、高齢化部分は呂寶靜(政治大)、移民部分は蔡明璋(台北大)を主事として研究用益が進められた。最初のうちは出生順位が高い子ほど多額の児童手当を受けるという提案に対し、地域間抗争が懸念された。後には総統選とからめて対中政策が政治問題化し、これと関連する移民政策をめぐって調整が難航した。最終的に合意が得られたのは2008年に入ってからで、3月に人口政策白書の確定版が発表された。

シンガポール

シンガポールでは1970年代半ばに出生率が置換水準に到達し、1980年の合計出生率は1.8前後、1983年には1.6前後と低下が続いた。このため、1960年代以来行われてきた家族計画プログラムを見直す機運が生じた。シンガポールは人民行動党による事実上の一党独裁制で、典型的な開発独裁型国家とされる。政府は人口政策を開発戦略の一部とみなし、出生抑制であれ促進であれ介入をためらわなかった(Yap, 2003)。他国に比べ政治的合意形成に時間を必要としなかったことが、1984年という東アジアでは最も早い時点で出生促進策に転換した理由と考えられる。

リー・クワンユー首相は1983年に国会で「高学歴女子はもっと子どもを生むべきである」と述べ、これが翌年の政策転換につながった。このように初期の出生促進策には学歴差別が含まれ、高学歴女子の扶養控除額を引き上げる一方、低学歴層には不妊手術補助金を支給した。さらに母親が大卒以上の子に小学校入学の優先権を与える施策もとられたが、不評のため一年で廃止された。またシンガポール政府は結婚支援事業に熱心で、未婚男女公務員のお見合い事業がこのときスタートした。

1987年3月には、「ゆとりがあれば3人以上を(Have three or more, if you can afford it)」を標語に出生促進策が拡大された。扶養控除額が引き上げられ、第2子までだった小学校入学優先が第3子までに緩和された。母就業の第3子までの未就学児童に月S\$100の児童手当が支給されるようになり、これは1995年4月から第4子まで・月S\$150に増額された。公務員に4年まで無給育児休暇が与えられることになり、就業する母親に年間15日までの子供介護有給休暇が付与された。また6歳未満の子を持つ女子公務員に、3年までパート労働が許可された。強制的医療用貯蓄であるMedisaveが、第3子までの出産時に利用できるようになった。

ゴ・チョクトン首相は2000年8月の国会で低出生力の影響を憂慮する発言を行った。これが2001年4月からのベビーボーナス支給につながり、第2子に年間S\$500、第3子にS\$1,000を6年間支給することになった。同時にそれまで第2子までにしかなかった8週間の出産休暇を第3子以降にも拡大し、企業に助成金を支給することとした。

2004年の新人口政策では、ベビーボーナスが第1子S\$3,000、第2子S\$9,000、第3~4子S\$18,000

と拡張され、代わりに支給期間は2年に短縮された。出産休暇は12週間に拡大され、第2子までの4週間分と第3・4子の12週分を政府負担することとした。子どもが7歳まで、年2日間の有給育児休暇が認められた。3子以上世帯には、公営住宅の優先権が与えられた。祖父母が孫を世話する世帯に特別控除が与えられる一方、母親の学歴による控除の差別は2004年になってようやく廃止された(Straughan, 2006)。

2. 政策の内容

結婚支援

シンガポールは1984年の出生促進策導入時から、一貫して社会開発局(SDU; Social Development Unit)が紹介・見合いサービスを実施して来た。このサービスは大卒者限定で、「高学歴女子に子どもを生ませる」というシンガポール政府の伝統的な方針に沿ったものである。東アジアを含むどの先進国にも、このような公的機関による紹介・見合いサービスはないと思われる。

台湾の人口政策白書には、「婚姻機会の改善と児童公共財価値観の提唱」という節がある。そこに含まれる結婚促進策としては、後述のフェミニズム的価値観の確立以外に、「大学院課程の卒業年次を短縮する」、「研究所等の生活環境を改善して勉学と結婚出産の両立を図る」といった施策が含まれる。

教育費対策

韓国人の私教育費(塾や家庭教師への支出)は世界一で、こうした教育費の高騰が低出生力の主要な原因と考えられている。このためセロマジプランでは特に「私教育費負担の軽減のための支援」という節がたてられ、各種放課後プログラムの連携・統合、サイバー家庭学習サービスの充実といった対策が論じられている。放課後プログラムは各学校が自校の生徒のために運営しているが、生徒がどの学校のプログラムに参加するか自由に選べるようにして競争原理を導入し、学習塾や家庭教師の代替を目指すことが提唱されている。このうち低学年の生徒を預かる初等保育プログラムは、2006年現在20.4%の学校が実施しているが、これを2010年までにすべての小学校に拡大するとしている。こうした放課後プログラムは、青少年委員会・文化観光部・女性家族部等が年々ばらばらに管轄しているが、これらの連携を模索し、長期的には一本化をはかるべきであるとされる。インターネットを通じたサイバー家庭学習サービスは2005年から全国で実施されているが、これをさらに充実させ私教育費を軽減することを狙っている。

このような私教育費の軽減を狙った施策は、韓国独特のもので他国には見られない。日本の子ども・子育て応援プランは、第一に「若者の自立とたくましい子どもの育ち」を目標に掲げ、ニートとフリータの問題を考慮している。そこには「奨学金事業の充実」という項が含まれるが、あくまで若者の自立支援のために教育機会を保障するという意図であって、親による教育費負担を緩和するという意味合いではない。放課後児童クラブの充実は保育サービスの一環として、ITを活用した家庭教育は家庭でのしつけや子育ての支援策として論じられており、教育費の問題とは無関係である。台湾やシンガポールでも、出生促進策において教育費は独立した問題とはされていないようである。

出産一時金

日本では2009年1月から出産一時金が38万円に増額され、2009年10月からは42万円に引き上げられる予定である。シンガポールも2008年8月からベビーボーナスが増額され、第1～2子は従来のS\$3,000からS\$4,000に、第3～4子はS\$6,000からS\$6,000に引き上げられた。台湾では出産休暇取得者に1ヶ月分の給与が出産給付金として支給されるが、これを3ヶ月分に増額することが検討されている。韓国では国が定める出産祝賀金はなく、地方自治体によるもののみで、ソウル特別市内でも0から100万ウォンまで様々である。

児童手当

普遍的に近い児童手当を国が支給しているのは、東アジアでは日本だけである。2006年の改正では、支給年齢が従来の小学3年生までから小学校卒業までに引き上げられた。また所得制限も、自営業者等は596.3万円から780.0万円に、サラリーマン等は780.0万円から860.0万円に引き上げられた。これによって支給児童数は2005年度の960.4万人から2006年度には1307.3万人へと急増した(田中, 2008)。

韓国では、2006年6月の社会協約で「政府は児童がいる家庭の養育費負担軽減のための児童手当制度の導入時期、方案、財源等を検討する」という合意が得られたのみで、結局導入は見送られた。試算によると2007年から就学前の全児童に毎月10万ウォンずつ支給する場合、2010年までの4年間で5.5兆ウォンかかることされる(イーデイリー, 2006年6月7日)。2006~10年の低出産対策予算が約18.9兆ウォンだから、児童手当を導入すると一気に30%近く増加することになる。児童手当が母親の社会進出を抑圧する副作用を持つ懸念(趙閔英, 2007)も、導入を遅らせる要因となっている。

台湾の人口政策白書は、2008~09年に児童手当の実施可能性の検討作業を行い、2010~15年には併行して「発放児童手当実施条例」を検討するとしている。白書は「台湾における育児負担への公共支出の割合は日本と比べても低く、子どもは公共財であり未来への投資であるという理念に反する」としているが、すみやかに財源を確保できるかは不明である。

その他の経済的支援

日本の扶養控除は、16歳未満の子ども1人につき所得税38万円・住民税33万円、16~22歳の子ども1人につき所得税63万円・住民税45万円、23歳以上の子ども1人につき所得税38万円・住民税33万円である。子ども・子育て応援プランには「個人所得課税において、人的控除の基本構造の見直しに際し、児童などに対して扶養控除を集中することを含め幅広く検討する」とあるが、消費税の引き上げを含めて税制に関する議論は敏感な政治問題となっており、進展が滞っている感は否めない。

セロマジプラン2010報告書によると、韓国では2004年に出産・養育関連所得控除を拡大したが、出産を奨励し養育費用を支援するには不十分な水準とされる。そこで多子世帯を優遇する税制改革が続けられており、2008年の税制改編案でも4人世帯の所得税額が独身者より75~120万ウォン少なくなる方向で控除体系が改正された(聯合ニュース 2008年9月4日)。また国民年金クレジット制が導入されており、出産後1年から1年半の保険料が免除される。さらに多子世帯に集合住宅を優先的に分譲する施策も実施されている。

台湾の人口政策白書には、税控除を通じた子育て支援策は見られない。「育児家庭への経済支援」で論じられているのは、児童手当の検討以外では、3人以上の世帯に住宅ローンを貸し付けるというものだけである。

シンガポールの2008年結婚・出産政策によると、2009年から扶養控除・障害児控除・就業母控除が各々引き上げられる。また2008年1月1日以後の出生に対し出産時税還付を請求でき、第1子はS\$5,000、第5子以降はS\$20,000が還付される。さらに12歳未満のシンガポール国籍の子か孫がいる場合、外国人メイド雇用税の減免を申請できる。

保育サービス

日本は1997年の児童福祉法改正以来保育サービスの充実に努め、2001年には「待機児童ゼロ作戦」を閣議決定した。子ども・子育て応援プランには全体での受入れ児童数の拡大に加え、延長保育・休日保育・夜間保育・病後児保育といった多様な保育サービスの拡大に関する数値目標が含まれている。保育所と幼稚園の機能を併せ持つ「認定こども園」制度は2006年度から運用されているが、2008年4月現在で229ヶ所が認定されたにとどまり、目標の2000ヶ所には遠く及ばずにいる(毎日新聞 2008年5月16日)。2008年の児童福祉法改正では、自宅で3歳未満の乳幼児を預かる「保育ママ制度」が法制化され、2009年4月から施行される。

韓国のセロマジプランでは、利用児童ベースで国公立保育所が占める比重を、2006年の11.3%から中長期的に30%に引き上げることを目標としている。民間保育施設への支援としては、2歳以下の「嬰兒

組」への支援を増額し、特に0歳児保育への支援を厚くするとしている。サービスの多様性に関しては、夜間保育と終日制幼稚園の増強に関する数値目標がある。また保育施設評価認証制度を発足させ、保育サービスの質を確保するとしている。韓国の「嬰幼兒保育法」では、常勤の女性勤労者が300人以上の事業所に職場内保育施設の設置を義務づけていたが、2006年からは男女合計で500人以上の事業所も設置義務の対象となった。しかし設置義務の履行率は低く、2006年6月末基準で設置義務がある事業所807ヶ所のうち、履行している事業所は361ヶ所(45%)に過ぎない(市民日報、2006年11月2日)。これは履行違反に対する罰則がないためという指摘もあるが、セロマジプランでは罰則導入を推奨するような記述はない。

台湾の託児所は、原則として2歳以上が対象である。公立の利用者は30%程度で、韓国が目標とする数値は既に達成しているが、日本(45%前後)よりは低い。人口政策白書は保育サービスの供給よりも保育労働者の待遇に関心が高いようで、「専門職員の労働条件を保障する」「資格審査を厳密にし資格外の者を雇用しないようにする」「職員の専門的地位を高める」といった記述が目立つ。それに比べサービス供給面に関しては、「在宅保育の管理と費用負担制度を確立する」「地域に合わせた多様な非営利形態の保育モデルを推進する」「就学前の教育指標を制定しデータベースを構築する」といった曖昧な記述に終始している。

シンガポールではもともと外国人メイドの利用が多く、保育所の利用率は相対的に低い。しかし2008年の新結婚・出産政策では、今後5年間に公立保育所を200ヶ所新設し、保育士の教育・養成プログラムを支援してサービスの質を確保し、非営利保育所への助成も行うとしている。おそらく良質なメイドが確保し難いことと、幼児教育を含む高度な保育サービスへの需要が拡大しているためと見られる。

生殖保健

日本の子ども・子育て応援プランに含まれる医療関連項目は、周産期医療に関するネットワーク整備や報酬体系の検討、不妊相談センターの整備と不妊治療の助成、成育医療の推進等である。試験管授精や顕微鏡授精といった高額な治療については、年間10万円を2年まで助成する制度が2004年度から実施され、2006年度から5年に延長された。2006年の「新しい少子化対策」には不妊治療助成のさらなる拡大が盛り込まれ、2007年度から年間限度額が20万円に引き上げられた。

韓国では出産直後の母親は、実家で静養ができない場合、「産後調理院」と呼ばれる産後ケア施設か産後介護士を利用することが多い。前者は医師か看護師が常駐する宿泊施設で、授乳やマッサージなどの教育プログラムも提供する。利用期間は2週間が一般的だが、高額なため低所得層には利用が難しい。それでも近年利用者が急増しているため、保健福祉部は2006年から人員や設置基準等の管理を厳しくしている(産経新聞、2008年9月28日)。低所得層に対しては、保健福祉部は三星生命と年間140人の産後介護士を派遣する契約を結んだ(京郷新聞、2006年6月12日)。

台湾の人口政策白書の「出産保健制度の健全化」の節には、「多元的な出産保健のサービスネットワークの構築」「不妊症の予防・治療の教育宣伝」といった項目が含まれる。しかし最も目立つのは、中絶と性比不均衡の是正に関する項目である。1990年代には韓国の出生性比は女兒100に対し男児110以上の値を示し、108~110の範囲に止まった台湾を上回っていた。しかし韓国の出生性比は近年急速に正常化し、2007年には106.1と25年ぶりに正常値を回復した。ところが台湾の出生性比は2000年代に入ってもいっそうに正常化する兆しを見せず、2007年にも109.7にとどまっている。そこで人口政策白書では、「人工生殖法」「優生保健法」の改正を通じて胎児の性鑑別と選択的中絶への監視強化を提案している。

シンガポールには強制的な医療積立金(Medisave)の制度があり、現在では第4子までの出産費用に積立金を使用できる。積立額が十分なら、第5子以降の出産費用に対しても申請できる。また2008年8月から人工授精への助成が拡大され、現在40歳未満で1子以下といった条件を満たせば、最大S\$3,000まで助成を受けることができる。

出産休暇

日本の産前休暇は出産予定日前の6週、産後休暇は8週で、計14週(98日)となる。韓国・台湾・シンガポールの出産休暇が有給と明確に定められているのに対し、日本では休暇中の賃金に関する規定はない。健康保険制度に加入しており賃金の支払を受けられない労働者に対しては、健康保険から標準報酬日額の3分の2が支給される。

韓国の出産休暇は90日までで、有給休暇であるため休暇中の所得は100%支払われる。従来は休暇中の所得の1/3が雇用保険から支出され、残る2/3は雇用主の負担とされた。これが取得率を引き下げる要因と指摘されたため、2006年1月から中小企業に対しては90日分の給与全額を雇用保険から支給している。また2008年7月から、男性勤労者も3日間の配偶者出産休暇を取れるようになった。

台湾の出産休暇は8週(56日)で、有給休暇である。また流産者には妊娠期間に応じ5日～4週間の有給休暇の付与が、配偶者には3日の有給休暇の付与が義務づけられている。

シンガポールでは2008年8月から、出産休暇が12週から16週に延長された。前半8週は雇用主が、後半8週は政府が賃金を支払う。ただし第3子以降については、全額政府が支払うとされる。

育児休業

日本の育児休業は子どもが1歳に達するまでが、保育所が利用できない、配偶者が養育が困難といった事情がある場合は1歳半まで延長できる。休暇中の給与の50%が育児休業手当金として、雇用保険から支給される。子ども・子育て応援プランでは、期間内に全企業が育児休業を制度化することに加え、育児期間中の勤務時間短縮や時間外労働の制限、子の看護休暇の導入を目標としていた。育児休業制度の推進・充実は、2006年の新しい少子化対策や2007年の重点戦略でも引き続き言及されている。

韓国では2008年から育児休業制度が拡張され、子どもが3歳に達するまでの最大1年間取得できるようになった。また給付額も従来の月40万ウォンから50万ウォンに引き上げられた。

台湾では30人以上の事業所に満1年在職する母親は、子どもが3歳になるまで最長2年の無給の育児休業を取得できる。人口政策白書では、育児休業手当の給付を推進するとともに、男女とも休業を申請できるよう育児休業制度を拡張するとしている。

シンガポールの有給の育児休業は、子どもが7歳になるまで年間2日だったが、2008年8月から年間6日までに延長された。前半3日は雇用主が、後半3日は政府が賃金を支払う。また2歳未満の子を持つ親に、無給の乳児看護休暇が年間6日認められた。

その他の両立支援策

日本の子ども・子育て応援プランでは、「企業等におけるもう一段の取組の推進」として、2005年の次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定・推進と、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進が提唱されている。仕事と家庭のバランスについても、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得、パートタイム労働者の処遇改善、ワークシェアリングやテレワークの普及といった様々な取り組みに言及し、2007年のワーク・ライフ・バランスの議論につながった。母親の再就職支援のため、マザーズハローワーク事業が2006年から行われている。2007年に採択されたワーク・ライフ・バランス憲章は、現在の仕事と家庭生活の不調和が低出生力と女性や高齢者の労働市場からの排除の原因とし、ワーク・ライフ・バランスの追及は企業にとってコストでなく投資であると位置づけた上で、国と自治体、企業と労働者がそれぞれ果たすべき役割を規定した。

韓国では2006年7月から、妊娠34週以後に契約が終了する非正規職女性勤労者を継続雇用する事業主に「出産後継続雇用支援金」を支援している。2007年には、対象が妊娠16週以上に拡大された。また2007年3月からは、出産等で離職した女性勤労者を新規採用する事業主に、月30万～60万ウォンの「お母さん採用奨励金」が最長1年間支給されている。セロマジプラン2010では、より包括的な主婦の職場復帰プログラムとして「職場養育教育」「基礎職務能力の培養」「専門的職業能力の開発」「雇用支援サービス」という四段階を踏む訓練・就業支援プログラムが計画されている。また、経歴断絶女性休職者データベースを構築し、既存の女性労働力開発センターや女子大生キャリア開発センターと連携

して就職を支援する計画もある。さらに家族親和的な職場文化を定着させるために、家族親和的な企業経営モデルを開発し、優良企業を認定してインセンティブを与える法案を策定するとしている。

台湾の人口政策白書では、「家庭親和的な職場環境の構築」のために、国家機関と直轄市・県市当局が協力して企業の保育措置改善を指導・奨励すべきであるとする。さらに中長期的には、保育措置に加え柔軟な労働時間制度を推進し、企業の創造的な保育方案を表彰し、「性別就業平等法」を制定して家庭親和的な職場環境を構築すべきであるとしている。

シンガポールでは2004年にWow!(Work-Life-Works!)基金を設立し、ワーク・ライフ・バランスのための企業努力に助成金を出している。2008年の新結婚・家族政策のワーク・ライフ支援の項目に含まれるのは、休暇制度の拡張に関する記述のみで、特に新しいキャンペーンや企業助成制度はないようである。

家族価値の涵養

日本の子ども・子育て応援プランの第3章「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」はごく短く、提示されている施策は「中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供する」「中・高校で生命の大切さや子育て理解に関する教育を推進する」「子育てや子育て支援に関する各種フォーラムを開催する」の3項目だけである。欧米先進国では、どのような家族形態や個人のライフスタイルが望ましいかを政府が決めるべきではないという合意が形成されている(Caldwell, 2006, p. 333)。子ども・子育て応援プランの記述も、ある程度保守主義的な印象を与えはするが、価値観の押しつけととられないよう配慮した形跡が見られる。2006年の新しい少子化対策でも、「家族の日」「家族の週間」制定、生命や家族の大切さについての理解の促進を通じた国民運動の推進に言及されていたが、具体的な進展は見られない。

韓国のセロマジプランは日本より踏み込んだ印象で、学校教育と私教育を通じて家族価値観を確立し、親密で平等な家族生活文化を造成することが明確に謳われている。まず学校教育では、結婚・家族の価値を強調し、出産・育児の幸福を認識するよう教育すると明記されている。教科書改編に関しては伝統的性別役割を支持・助長するような記述の削除・修正が同時に謳われているものの、全体としては保守主義的な印象を与える。特に「出産・育児の幸福と価値を認識するよう教育する」という項目は、独身や無子のライフスタイルを否定するものとみなされる余地が大きいのが、今のところそうした批判は聞こえて来ない。

台湾の人口政策白書は、韓国とは正反対にフェミニズム的な価値観が勝った内容になっている。公教育の改革に関しては、「両性の家事・育児分担教育を強化し家庭・婚姻相談を推進する」ことが提唱されている。そこでは結婚力低下は、家事への男性の参加が少なく、女性に家事・職場の圧力がかかり自立した女性が婚姻をためらうためとされる。この問題の解決のためには、伝統的性別分業からの解放と両性分担モデルの修得が必要で、多元文化価値を尊重し、良き両性関係と民主家庭理念を教えなければならぬとされる。

シンガポール政府は伝統的に人口の質へのこだわりが強く、最近までエリート層にのみ出生力上昇を期待し、低学歴層にはあまり子どもを生んで欲しくないという意向が強かった。そのせいか出生力に関して、国民全体の価値観を誘導しようとする意図は見られない。

3. 東アジアの出生促進策

出生促進策に即効性はなく、当面は低下圧力に抗するのは難しい。加えて東アジアは英語圏先進諸国とともに新自由主義グループを形成しており、家族政策に使われる予算は北欧・西欧諸国よりはるかに少なく、なおさら目覚ましい効果は期待し難い。しかし社会政策というものは、根拠が薄くても実施されるものである。途上国の出生力低下も、家族計画の有効性に対する経験的根拠が乏しく効果が疑われていた時期に発足し、結果的に成功した(McDonald, 2005)。しかし出生抑制策の場合は近代化に伴う個人の小家族志向が社会の利益に合致したのに対し、低出生力社会ではこうした社会と個人の共通の利害

は生じないという指摘もある(ゴリーニ, 2003)。これは先進社会で人口再生産は不可能に近いという認識に合致するが、南欧や東アジアのような極端に低い出生力に対しては、政府は介入せざるを得ないだろう。

有効性が疑われるのは、家族変動の長期的趨勢に逆らうような政策である。先進国では同棲が結婚を代替し、婚外出生の割合が上昇する趨勢にある。したがってシンガポールのように、結婚を増やそうとする政策は最終的には失敗するだろう。もちろん政府は意図的に婚外出生を奨励すべきではないし、実際にそのような政策を採用した国はない。しかし家族の多様化を否定し結婚に執着するような政策は、広汎な支持を得られないだろう。

広汎な支持という点では、特定の層を狙った出生促進策は失敗の可能性が高いとされる。シンガポールは1980年代に高学歴女子の出生を促進しようとし、時に無子女子を非難することもあった。日本も婚姻率の引き上げに重点を置き、パラサイトシングル論で若年層を非難した(McDonald, 2008)。後者は日本政府の政策ではないが、パラサイトシングル論への賛同の多さは、日本社会の保守性の証左ともとれる。

極低出生力には、南欧のマチズムや東アジアの儒教文化のような伝統的価値観が関連しているとされる(阿藤, 2005)。日本や韓国の出生促進策における保守的傾向は、こうした伝統的家族観への共感を示す。逆に台湾のフェミニズムの傾向は、伝統的家族観・ジェンダー観への激烈な拒絶反応を示すもので、この対立は興味深い。いずれにせよ為政者が望ましい行動様式を示して国民を善導するというのは、儒教的発想である。日本も中華圏や韓国ほどではないが、政府が望ましい生活様式を指定したがる傾向が垣間見られる。

シンガポール政府は人口の質に対するこだわりが非常に強く、高学歴女子にのみ出生促進を望み、低学歴女子は出産して欲しくないという意向を露骨に示していた。母親の学歴による控除の差別が廃止されたのは、2004年のことである。現在でも結婚奨励策は大卒者のみを対象としている。しかしこのようなエリート層の出生力を優先する政策は失敗だったと評価できるし、東アジアの他の地域でも支持されるとは思えない。子どもの質と量の強い交互作用性を考えれば、量の回復は質の低下を伴う可能性があることを覚悟しておくべきである。実際に量的回復と質の低下が同時に観察された場合、格差をどこまで認めるかと同様に、子どもの質の低下をどこまで認めるかの議論が必要になるかも知れない。

韓国では児童手当が母親の労働力参加を阻害する副作用が心配されているが、子どもの質に及ぼす影響に着目した政策手段に関する議論もある。出産一時金や児童手当の金額が同じなら、高学歴・高所得女子ほど出生促進効果は小さいだろう。また所得制限付きの児童手当や育児サービスは、高所得女子を疎外している。これによって出生力の学歴差・所得差が拡大し、子どもの質は低下するだろう。他方、正規職や大企業を優遇する出生促進策は、必然的に高学歴・高所得女子を優遇している。累進課税制下において、子育て控除も高所得女子を優遇している。これらの政策は、子どもの質的低下をもたらす可能性が少ないと言える(Retherford&Ogawa, 2006)

日本ではエンゼルプラン発表当時は高齢者福祉対策であるゴールドプラントとセットで考えられることが多かったが、最近では出生促進策を単独で論じることが多い。これに対し、韓国と台湾は最近出生促進策に転じたばかりであり、1990年代前半の日本と同じく、より広い人口政策パッケージの中に出生促進策を位置づけようとする志向が見られる。韓国のセロマジプラン2010は、(1)低出生対策、(2)高齢者福祉対策、(3)産業・労働政策、(4)対策の宣伝と実行の4部からなる。低出生対策と高齢化対策がセットで論じられるのは日本と同じだが、産業・労働政策が含まれるのが特徴的である。そこには女性・高齢者・外国人労働者の活用による労働力確保、生産性の向上、高齢化に対応した新産業と金融基盤の育成等が含まれる。台湾の人口政策白書は、(1)低出生対策、(2)高齢者福祉対策、(3)移民対策の3部から成る。日本のワーク・ライフ・バランス憲章は低出生対策と労働市場対策の組合せだが(池田, 2008)、韓国型・台湾型の組合せも一考に値するだろう。そうした低出生対策と他の政策との有機的な組合せを模索することによって、政策効果を高めることもできよう。

引用文献

- 阿藤誠 (2005) 「少子化と家族政策」大淵寛・阿藤誠編『少子化の政策学』人口学ライブラリー3, 原書房, 33-58.
- Caldwell, John C. (2006) *Demographic Transition Theory*, co-authored by Bruce K. Caldwell, Pat Caldwell, Peter F. McDonald and Thomas Schindlmayr, Dordrecht, Springer.
- 최은영, 박세경, 이삼식, 조남훈, 최병호 (2005) 『한국의 저출산관련 사회경제적 요인과 정책여건』 한국보건사회연구원 경제·인문사회연구회 협동연구총서 05-14-02.
- アントニオ・ゴリーニ (2003) 「欧州の一部の先進国における少子化とその対策」『海外社会保障研究』143: 5-16.
- 池田心豪 (2008) 「ワーク・ライフ・バランスに関する政策—仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章を中心に—」『家族社会学研究』20(2):85-94.
- 小島宏 (2005) 「少子化対策の潜在的効果の検討を中心とする序論」『人口問題研究』61(2): 1-22.
- Lee, Meilin (2009) "Transition to below replacement fertility and policy response in Taiwan," *The Japanese Journal of Population* 7(1), forthcoming.
- Lee, Sam-Sik (2009) "Low fertility and policy responses in Korea," *The Japanese Journal of Population* 7(1), forthcoming.
- McDonald, Peter (2005) "Fertility and the state: the efficacy of policy," XXV International Population Conference.
- McDonald, Peter (2008) "Very low fertility: consequences, causes and policy approaches," *The Japanese Journal of Population* 6(1): 19-23.
- Retherford, Robert D. and Naohiro Ogawa (2006) "Japan's baby bust: Casuses, implications, and policy responses," in Harris, Fred R. (ed.), *The Baby Bust: Who Will Do the Work? Who Will Pay the Taxes?* Rowman&Littlefield, 2006, pp. 5-47.
- Straughan, Paulin Tay (2006) "Stork & Cupid out to lunch? - a sociological appreciation of late marriage and low fertility on Singapore society," Paper presented at The PIE International Conference on Declining Fertility in East and Southeast Asian Countries, Hitotsubashi Collaboration Center, Tokyo, December 14-15, 2006.
- 山地久美子 (2003) 「韓国の人口政策—人口抑制政策から出生率回復政策へ—」『韓国・台湾・シンガポール等における少子化と少子化対策に関する比較研究』厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業平成14年度総括研究報告書, pp. 61-93.
- Yap, Nui Teng (2003) "Fertility and population policy: the Singapore experience," *Journal of Population and Social Security*, Supplement to Vol. 1, pp. 643-658.

韓国における夫妻の就労と出生力
—全国出産力調査の分析—

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

韓国における夫妻の就労と出生力

— 全国出産力調査の分析 —

鈴木 透

(国立社会保障・人口問題研究所)

1. 問題

本稿では、韓国における男女労働者の働き方が出生力低下に与えた影響を、マイクロデータの分析を通じて考察する。韓国における出生力の急低下は、世界史に類例を見出し難いほど急激なものだった。合計出生率は2000年の1.47から2002年には1.17、2005年には1.08に低下した。2007年の合計出生率は1.26だが、回復したとはいえまだ同年の日本の1.34より低く、韓国より低い出生率はヨーロッパでも見出し難い。

このような急激な出生力低下は、人的資本投資の高騰、若年労働市場の悪化、女性の労働力参加といった社会経済的変化があまりに進み過ぎたため、従来の家族パターンとの間に不適合を生じたものと解釈できる。韓国の場合、高い教育熱から、子どもへの人的資本投資は急増している。これに対し、親子紐帯の強さから、子どもの独立は遅れ、親の負担は増える一方である。高度経済成長期が終わり、若年労働市場が悪化し、将来への不確実性が増加し、結婚を躊躇する若者が増えている。婚外出生が少ないため、結婚の減少は出生の減少に直接つながる。伝統的役割意識が強いと、女性の就業と家事・育児の両立は困難である。こうした状況下での女性の労働力参加の進展は、出生力低下を促進する。

妻の就業と育児の両立が困難な状況では、出産の機会費用は大きい。従って妻の就業時間が長いほど、就業時間や就業形態の柔軟性が低いほど、出生力を低下させる効果を持つだろう。実際に日本でも妻就業の出生抑制効果は繰り返し検証されており、韓国でも同様の効果が予想される。一方で教育費を中心とする子どもの直接費用が高騰し、また経済的不確実性が增大している中で、所得を持つ出生促進効果はより強化されていると考えられる。一般には夫の所得にのみ出生促進効果があり、妻の所得では代替率効果が上回るため出生抑圧効果を持つとされる。しかし所得と出生力の関連が強まると、妻の所得まで出生促進効果を持つに至る可能性も考えられる。本稿では夫妻それぞれの労働時間と所得が出生力に与える影響を、韓国のマクロデータを用いて検証する。

2. 既存研究

韓国で近年のマイクロデータと多変量解析を用い、夫妻の就業形態や所得が出生力に与えた影響を分析した研究として、まず金勝權他(2001)がある。ここでは2000年全国出産力調査を用い、妻勤労所得が期待子女数に負の効果を持つことを示した。妻の就業自体は、有意な効果を持たなかった。이삼식・외(2004)は、同じ調査を用いて妻の継続就業と継続未就業が、就業中断の場合に比べ既往出生児数が少ないことを示した。世帯所得の効果は有意でなかった。이인숙(2005)は慶尚南道での調査データを用い、世帯所得が既往出生児数に正の効果を持つが、対象者(夫・妻が混在)の就業の効果は有意でないこと

を示した。전광희(2006)は2005年結婚出産動向調査を用い、妻婚前就業は第1子出生ハザードに正の効果を持つが、結婚～出産までの就業の効果は有意でないことを示した。윤홍식(2007)は2007年9月～10月の電話調査を用い、妻の就業も世帯所得も第2・3子出生確率に有意な効果がないことを示した。이삼식(2007)は2006年全国出産力調査を用い、妻の就業も世帯所得もともに出生促進効果を持つことを示した。

これらはいずれも夫妻それぞれの就業時間や所得を同時に投入しておらず、男女労働者それぞれの働き方と出生力の関係を捉えられていない。また所得効果が非直線的である可能性も指摘されているので(Kim DS 2005)、本稿の分析では所得の二乗をモデルに含めることにする。

なお、最近韓国では出生意欲や出生計画に対する多変量解析が多く行われているが、これに対しては夫妻の経済活動が有意な影響を示さないことが多い。上述の이인숙(2005)は出産計画へのロジット分析も行っているが、就業の有無の効果は有意でなかった。김정석(2007)は2005年全国結婚及び出産動向調査を用い、追加出産計画に対するロジット分析を行ったが、妻の労働力状態や従業上の地位の効果は有意でなかった。김두섭・외(2007)も同じ調査を用い、7歳以下の第1子のみ持つ妻の第2子出産計画に対するロジット分析を行ったが、妻の就業は有意な効果を持たなかった。신윤정他(2007)は2007年電話調査を用いて、25～39歳の妻の出産意欲に対するロジット分析を行ったが、やはり妻就業の効果は有意でなかった。ただし上記二つの分析で世帯所得の効果はあったが、その影響は김두섭・외(2007)ではU字型、신윤정他(2007)は逆U字型で一貫しない。Kim Dong-Sik(2008)は2007年韓国女性・家族縦断調査を用い、就業中の母親に限定して「将来お子さんを生むつもりですか」への回答に対するロジット分析を行ったが、妻がマニュアル職か否かは有意な影響を及ぼしていなかった。이선형(2008)も同じ調査データで第2子出産意欲に対するロジット分析を行い、夫の正の所得効果が検出されたが、妻の所得の効果は有意でなかった。류기철・박영희(2007)もやはり同じ調査データで第1子出生間隔に対するCox回帰を試みた。ここでは珍しく経済活動の効果が有意で、妻が結婚後就業継続した場合に有意に第1子出生ハザードが低いことを示した。

このように出生意欲や出生計画に対し、夫妻の労働力状態や従業上の地位や所得があまり影響しないのは、実際に出産を決断する際に感じる経済的負担や両立困難性が計画時より大きいことを示唆する。実際に2005年結婚出産動向調査の理想子ども数は2.3人で、現実とは大きな差がある。計画時の経済的条件や両立可能性に対する見通しが十分でないとすれば、出産意欲や計画も理想子ども数と同様に現実離れた観念である可能性もある。ここでは出産意欲・計画に対する分析はやめて、実際の出生行動に対する働き方の影響を探索することとする。

3. データ

本稿で使用する3種類のデータは、いずれも韓国保健社会研究院によるものである。『2000年全国出産力及び家族保健実態調査』は、2000年6～8月にかけて15～64歳既婚女子を対象に実施された。ここで分析するのは、調査時45歳未満で1999年年頭に既往出生児数が0だった有配偶女子702人、および既往出生児数が1だった有配偶女子1029人である。『2003年全国出産力及び家族保健・福祉実態調査』は15～49歳既婚女子を対象に行われた。ここでの分析対象は、2002年年頭に既往出生児数が0または1だった有配偶女子である。ケース数は、パリティ0が636人、パリティ1が1047人だった。『2005年全国結婚及び出産動向調査』は2005年5～6月に20～44歳既婚女性と同年齢帯の未婚男女を対象に実施された。ここで分析するのは、2004年年頭にパリティが0か1だった有配偶女子で、パリティ0が425人、パリティ1が688人である。

被説明変数は、ほぼ1年半ほどの期間におけるパリティ0から1への移行(第1子出生)と、パリティ1から2への移行(第2子出生)である。分析方法は通常(OLS)のロジスティック回帰分析を用いる。

表1は記述統計で、1年半ほどの間に第1子を生む確率は44%(2000年)、33%(2003年)、38%(2005)年と大きく変動している。これに対し、第2子を生む確率は21～22%で、あまり変わっていない。本稿では都市の指標としてソウル特別市と広域市(釜山、大邱、仁川、光州、大田、蔚山)の居住者を1と

するダミー変数を用いた。2005年センサスによると特別市・広域市居住の内国人は47.3%となっているが、ここでの分析対象である女子に限ると、それよりいくぶん低い傾向がある。妻学歴に関しては、中学卒を準拠カテゴリーとし、高校卒・大学（専門大学を含む）卒を表すダミー変数を用いた。大学進学率は急激に上昇しているため、1年半ほど前にパリティ1だった女子よりパリティ0だった女子の方が大卒者割合が高い。特に最新の2005年調査では、実に61%に達している。調査時の平均年齢は、パリティ0の妻が27～30歳、パリティ1の妻が32～34歳程度である。晩婚化も急速に進んでいるため、パリティ0の妻の方が若い分、パリティ1の妻より平均初婚年齢が若干高い。妻の就業時間は週に17～23時間程度で、2000年調査を除きパリティ0の妻の方が長い。夫の週当たり労働時間は52～55時間で、かなりの長時間労働である。実際ILOの資料によると、韓国の労働時間は調査対象54ヶ国のうち最長だった（朝鮮日報2007年9月4日付）。妻の就業時間は夫の30～40%なのに対し、賃金は夫の20～30%程度にとどまり、賃金の男女差を反映している。

表1. 記述統計

2000年全国出産力及び家族保健実態調査

	パリティ0	パリティ1
有効ケース数	702	1029
出生	0.4387	0.2293
特別市・広域市	0.4744	0.4577
高卒	0.4373	0.4344
大卒	0.4829	0.4354
妻年齢	27.7892	32.3907
妻初婚年齢	25.5727	24.4033
妻就業時間（時間/週）	17.6496	17.9329
夫就業時間（時間/週）	54.0641	53.6871
妻所得（万ウォン/月）	31.3661	28.8620
夫所得（万ウォン/月）	138.3504	150.7191

2003年全国出産力及び家族保健・福祉実態調査

	パリティ0	パリティ1
有効ケース数	636	1047
出生	0.3349	0.2187
特別市・広域市	0.4591	0.4489
高卒	0.4969	0.5177
大卒	0.4591	0.3820
妻年齢	29.1871	33.4862
妻初婚年齢	26.2343	25.0181
妻就業時間（時間/週）	22.9623	20.3496
夫就業時間（時間/週）	53.2925	55.0306
妻所得（万ウォン/月）	55.7500	44.5454
夫所得（万ウォン/月）	187.6053	203.3744

2005年全国結婚及び出産動向調査

	パリティ0	パリティ1
有効ケース数	425	688
出生	0.3835	0.2267
特別市・広域市	0.4259	0.4390
高卒	0.3788	0.4913
大卒	0.6141	0.4695
妻年齢	29.2988	33.2907
妻初婚年齢	27.0024	25.4651
妻就業時間（時間/週）	20.9553	19.1584
夫就業時間（時間/週）	52.6071	52.2049
妻所得（万ウォン/月）	61.2377	52.9084
夫所得（万ウォン/月）	194.7176	222.2805

4. 結果

表2にロジスティック回帰の結果を示した。特別市・広域市の効果は出生抑制を予想したが、これが

第1子出生については有意でなかった。第2子に対しては、2003年調査では弱い出生促進効果があり、2005年調査では有意な出生抑制効果があるなど、結果が一定しない。

表2. バリティ移行に対するロジスティック回帰分析

2000年全国出産力および家族保健実態調査

	バリティ0→1			バリティ1→2		
	b	std err	t	b	std err	t
切片	-0.2442	0.7656	-0.3190	0.6460	0.7429	0.8696
特別・広域市	0.0191	0.1710	0.1118	-0.2462	0.1619	-1.5210
妻年齢	0.0124	0.0289	0.4303	-0.1906	0.0226	-8.4228 **
妻初婚年齢	-0.0293	0.0367	-0.7977	0.1660	0.0319	5.2060 **
妻高卒	0.6841	0.3438	1.9895 *	0.0443	0.2841	0.1560
妻大卒	0.5296	0.3555	1.4898	-0.2810	0.3018	-0.9309
妻勤務時間	-0.0202	0.0061	-3.3237 **	-0.0059	0.0051	-1.1582
夫勤務時間	0.0038	0.0051	0.7529	0.0031	0.0050	0.6208
妻所得	-0.0204	0.0065	-3.1266 **	-0.0059	0.0052	-1.1266
妻所得 ²	1.05E-04	0.0000	3.0599 **	1.33E-05	0.0000	0.6175
夫所得	0.0015	0.0026	0.5725	0.0012	0.0019	0.6417
夫所得 ²	-2.71E-06	0.0000	-0.5678	5.45E-07	0.0000	0.1952
総変動	962.62	701 df		1108.21	1028 df	
残差変動	848.42	690 df		963.14	1017 df	

2003年全国出産力および家族保健・福祉実態調査

	バリティ0→1			バリティ1→2		
	b	std err	t	b	std err	t
切片	0.3934	0.9421	0.4176	2.3354	0.8291	2.8170 **
特別・広域市	-0.1220	0.1819	-0.6706	0.2845	0.1650	1.7246 #
妻年齢	-0.0166	0.0285	-0.5838	-0.1849	0.0238	-7.7770 **
妻初婚年齢	-0.0405	0.0378	-1.0714	0.0923	0.0314	2.9341 **
妻高卒	0.1044	0.5287	0.1975	-0.3098	0.3596	-0.8616
妻大卒	0.7020	0.5424	1.2944	-0.5244	0.3869	-1.3554
妻勤務時間	-0.0309	0.0079	-3.8996 **	-0.0165	0.0057	-2.8842 **
夫勤務時間	0.0063	0.0058	1.0845	0.0053	0.0048	1.0857
妻所得	-0.0008	0.0050	-0.1506	-0.0043	0.0034	-1.2489
妻所得 ²	1.44E-05	0.0000	0.9051	1.72E-05	0.0000	1.8874 #
夫所得	0.0023	0.0022	1.0687	0.0023	0.0021	1.0854
夫所得 ²	-2.98E-06	0.0000	-0.9129	-3.79E-06	0.0000	-1.1392
総変動	811.03	635 df		1099.94	1046 df	
残差変動	731.36	624 df		948.00	1035 df	

2005年全国結婚および出産動向調査

	バリティ0→1			バリティ1→2		
	b	std err	t	b	std err	t
切片	0.7307	1.5941	0.4584	-4.4994	6.3237	-0.7115
特別・広域市	-0.2414	0.2195	-1.0998	-0.5585	0.2032	-2.7483 **
妻年齢	-0.0116	0.0428	-0.2706	-0.1941	0.0329	-5.8942 **
妻初婚年齢	-0.0420	0.0520	-0.8090	0.1601	0.0414	3.8672 **
妻高卒	0.1754	1.3219	0.1327	5.7438	6.2518	0.9188
妻大卒	0.4733	1.3209	0.3584	5.7818	6.2522	0.9248
妻勤務時間	-0.0111	0.0078	-1.4361	-0.0256	0.0091	-2.8219 **
夫勤務時間	0.0058	0.0071	0.8113	-0.0030	0.0067	-0.4537
妻所得	-0.0093	0.0046	-2.0144 **	0.0027	0.0043	0.6437
妻所得 ²	1.95E-05	0.0000	1.3971	-7.39E-07	0.0000	-0.0694
夫所得	0.0009	0.0025	0.3482	0.0025	0.0028	0.8873
夫所得 ²	1.07E-06	0.0000	0.3257	-3.97E-06	0.0000	-0.8377
総変動	565.9007	424 df		736.5897	687 df	
残差変動	514.2898	413 df		633.131	676 df	

**p<.01, *p<.05, #p<.10

妻の現在年齢と初婚年齢の効果も第2子出生でのみ有意で、現在年齢は出生に対し負の、初婚年齢は正の効果を持つ。これは、比較的年齢が高くても結婚期間の短い妻は第2子出生確率が高いと解釈でき

る。換言すれば、出生順位別の出生確率は、年齢よりはむしろ結婚期間の関数であると考えられる。

妻学歴の効果はほとんど見られず、2000年調査で高校卒の妻が中学卒に比べて第1子出生確率が高いのが唯一の効果だった。

妻の勤務時間の係数の符号はいずれも負で、2000年調査の第1子出生、2003年調査の第1,2子出生、2005年調査の第2子出生で有意だった。やはり日本と同様韓国でも仕事と家庭の両立可能性が低く、妻の就業時間は強い出生抑制効果を持つことが確認された。妻の所得に関しては、2000年調査と2005年調査の第1子出生に対して抑制効果が有意だった。収入が高い妻は責任が大きく柔軟性が低い職種に就いており、就業時間以外の経路による出生抑制効果があると見られる。また2003年調査の第2子出生に対しては弱い曲線的効果が認められたが、こちらは解釈が難しい。一方、夫の就業時間と所得に関しては、有意な影響が見られなかった。

5. 考察

第1,2子出生確率に影響を与えるのは妻の就業形態(労働時間と賃金)で、夫のそれは影響していなかった。夫の労働時間については、韓国では大部分の夫が長時間労働しており、育児に回す時間的余裕がないのかも知れない。または伝統的性規範が根強く、そもそも育児する気がないのかも知れない。

夫の所得の出生促進効果が、3調査とも有意でなかったのは予想外だった。子どもの直接費用が急騰し、経済的不確実性が増大すると、かなりの所得のある夫婦しか出産に踏み切れないという選別効果から、夫所得の出生促進効果が強化されるのではないかと予想したが、結果はそうでなかった。もしかして存在した夫の所得効果がなくなったとしたら、極低出生力まで落ちる過程で、上位所得層の方が大きく出生力を下げたことになる。もっとも本稿の分析は、第1,2子出生確率に関するもののみなので、所得効果は第3子以降に関わっているのかも知れない。ともあれ、夫の所得効果が確認できなかったことから、教育・保育費支援や住宅支援や児童手当の導入といった施策の効果は、疑問視せざるを得ない。

これに対し、妻の働き方と出生確率の関連は、予想通りの方向で明瞭に見られた。つまり妻の就業時間が長い、所得が高い場合、有意な出生抑制効果が見られた。これは韓国で仕事と家庭の両立性が低いことを表し、伝統的性役割観や夫の長時間労働、柔軟で多様な働き方の可能性の欠如や安価で信頼に足る保育サービスの不足によるものと考えられる。このような結果からは、保育サービス・出産休暇・育児休業・短時間労働・母親の就業支援といった両立支援策やワーク・ライフ・バランス・キャンペーンの方が有効である可能性が高いという結論になる。

引用文献

- Kim, Dong-Sik (2008) "Unfavorable working conditions and fertility intentions among working mothers living with at least one child," 제 1 외 여성가족패널 학술대회, 2008년 12월 4일, 서울대학교 호암교수회관.
- Kim, Doo-Sub (2005) "Theoretical explanations of rapid fertility decline in Korea," *The Japanese Journal of Population* 3(1): pp. 2-25.
- 김두섭, 차승은, 송유진, 천희란, 김정석 (2007) 『저출산 및 인구고령화 대응 연구 - 저출산 사회의 결혼·자녀양육과 가족생활 연구』 경제·인문사회연구회 협동연구총서 07-18-02, 한국보건사회연구원.
- 金勝權, 徐文姬, 韓英子, 金惠蓮, 曹愛姐, 金柔敬 『出生力 및 家族保健實態의 變化樣相과 對應方案에 關한 研究』 韓國保健社會研究院, 研究報告書 2001-19, 2001.12.
- 김정석 (2007) "기혼여성의 출산이수별 추가출산계획" 한국인구학 30(2): 97-116.
- 류기철, 박영화 (2008) "출산을 변화와 출산간격 영향요인 분석," 제 1 외 여성가족패널 학술대회, 2008년 12월 4일, 서울대학교 호암교수회관.

- 신윤정, 성태윤, 최은영 (2008) 『출산에 영향을 미치는 보육·교육비 부담 정도에 관한 연구』 정책보고서 2008-17, 한국보건사회연구원.
- 윤홍식 (2007) “2006 년 출산과 출산·양육지원정책의 관련성,” 최근 출산율변동과 원인에 관한 정책토론회, 2007 년 11 월 26 일, 한국보건사회연구원.
- 이인숙 (2005) “저출산의 요인분석과 사회복지적 함의” 한국사회복지학 57(4): 67-90.
- 이삼식 (2007) “한국과 외국의 출산증가 원인과 정책적 함의,” 최근 출산율변동과 원인에 관한 정책토론회, 2007 년 11 월 26 일, 한국보건사회연구원.
- 이삼식, 변용찬, 김동희, 김형석 (2004) 『인구고령화의 전개와 인구대책』 경제사회연구회 연구기관 고령화대비 협동 연구시리즈 04-02, 한국보건사회연구원.
- 이선형 (2008) “가족의 자녀세대와 노인세대 경제적 부양부담이 출산의도와 노후준비에 미치는 영향,” 제 1 외 여성가족패널 학술대회, 2008 년 12 월 4 일, 서울대학교 호암교수회관.
- 전광희(2006) “무자녀에서 첫째 자녀로의 이행과정,” 인구와 사회 2(1): 1-33.

台湾における労働市場・女子労働・
少子化の現状と政策

伊 藤 正 一

(関西学院大学経済学部)